# 医療法人重陽会

# 介護老人保健施設なでしこ契約書兼利用約款

**通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)** 



介護老人保健施設通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用約款 第1条(約款の目的)

1. 介護老人保健施設なでしこ(以下「当施設」という)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を提供し、一方、利用者及び約款に定められた契約者・連帯保証人(契約者と連帯して一切の責任を負う者)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

# 第2条(適用期間)

- 1. 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用約款を当施設に提出した時から効力を有します。但し、契約者及び連帯保証人に変更があった場合は、新たに約款を取り交わすこととします。
- 2. 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 の改定が行われない限り、初回利用時の約款提出をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

#### 第3条 (利用者からの解除)

1. 利用者、契約者及び連帯保証人は、当施設に対し、退所の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス(介護要望サービス)計画に関わらず、本約款に基づく通所リハビリテーションを解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び契約者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)実施期間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

#### 第4条(当施設からの解除)

- 1. 当施設は、利用者、契約者及び連帯保証人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの利用を解除・終了することができます。
  - ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
  - ② 利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画で定められた利用時間数を超える場合
  - ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの提供を超えると判断された場

合

- ④ 契約者及び連帯保証人が、本契約に定める利用料金を1ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者又は契約者、連帯保証人が、当施設、当施設の職員又は他の利用者に対して、 利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 別紙、重要事項説明書に定める施設利用上の禁止事項を守らず、施設側からの再三 の改善要求に応じない場合
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

#### 第5条(利用料金)

- 1. 利用者、契約者及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。
- 2. 当施設は、利用者、契約者及び連帯保証人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額 の請求書及び明細書を毎月10日までに送付し、利用者、契約者及び連帯保証人は、連 帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の27日までに支払うものとします。
- 3. 当施設は、利用者、契約者及び連帯保証人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、領収書をその都度手渡すか、利用者、契約者又は連帯保証人が指定する送付先に送付します。

#### 第6条(記録)

- 1. 当施設は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します(診療録については、5年間保管します)。
- 2. 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、契約者、その他の者(利用者の代理人を含む)に対しては、利用者の承諾を得た場合、その他当施設側が必要と認めた場合に限り、これに応じます。

# 第7条(身体の拘束等)

1. 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合には、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、同施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

## 第8条(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 1. 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知りえた利用者又は 契約者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に 取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各 号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、 情報提供を行うこととします。
  - ① サービス提供困難児の事業者間の連絡、紹介等
  - ② 居宅介護支援事業所(地域包括センター、介護予防支援事業所)等との連携
  - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への 通知
  - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
  - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
- 2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

#### 第9条 (緊急時の対応)

- 1. 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力 医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
- 2. 前項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び契約者が指定する者に対し、緊急に連絡します。

# 第10条 (事故発生時の対応)

- 1. サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- 2. 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又はその他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3. 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は契約者が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

#### 第11条 (要望又は苦情の申出)

1. 利用者及び契約者は、当施設の提供する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に対しての要望又は苦情等について、苦情受付担当者に申し出ることができ、又は、備え付けの用紙で、所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。また、その他の窓口として、各市町村や国民健康保険団体連合会への相談も可能です。

【苦情受付担当者 : 支援相談室 】

# 第12条 (賠償責任)

- 1. 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。
- 2. 利用者、契約者及び連帯保証人の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者、契約者及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対しその損害を賠償するものとします。

# 第13条 (利用約款に定めのない事項)

1. この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者、契約者及び連帯保証人と当施設が誠意をもって協議して解決するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、施設、利用者、契約者及び連帯保証人は記名捺印の上、各1通を保有するものとします。

# 施設利用契約書

介護老人保健施設なでしこのサービスを利用するにあたり、施設入所利用契約書及び重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して十分に理解・同意した上で契約を締結いたします。

令和 年 月 日

	私は施設利	用契	2約内容について説明を受	け、その	内容を確	認しました。	
利用者	氏	名					
者	住	所	〒 −				
	電 話 番	号		携帯	電 話		
	私は、利用	者本	人の契約意思を確認し、	利用者本	人に代わ	り上記署名を行いました。	
	氏	名					
契約者	本人との関	<b></b>			だ行の理 由		
者	住	所	〒 –				
	電話番	号		携帯	電 話		
	緊急連絡	先					
	氏	名					
連	本人との関	目係					
連帯保証人	住	所	〒 −				
	電話番	号		携帯	電 話		
	緊急連絡	先					
	当施設は、	利用	者、契約者および連帯保	証人の申	し込みを	受諾し、約款に定める各種	
	サービスを	·誠実	に責任をもって行います。	)			
	所 在	地	<del>T</del> 3 0 0 - 4 2 4 5				
			茨城県つくば市水守2228-2				
	名	称	医療法人重陽会 介護	老人保健	建施設なて	きしこ	
	代表者		施設長 一色重雄			I	
	電話番	号	029 (864) 6565	F.	A X	029 (877) 3771	

連帯保証人は、契約者と別世帯で独立した生計を営み、施設利用料の支払能力を有する成年者とする。

説明者担当者			
罗明老用当者	•		
DUV1'H 15 T1'H	•		

# 介護老人保健施設なでしこのご案内

【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 重要事項説明書】

# 1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名 医療法人重陽会 介護老人保健施設なでしこ

開設年月日 平成16年8月2日

所在地 茨城県つくば市水守2228-2

電話番号 029-864-6565 FAX番号 029-877-3771

介護保険指定番号 介護老人保健施設(0852080068号)

#### (2) 施設の目的と運営方針

① 介護老人保健施設の目的

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当なでしこでは、以下のような運営の方針を定めていますので、 ご理解いただいた上でご利用下さい。

# ② 運営方針

#### 【介護老人保健施設なでしこの運営方針】

なでしこは、前述の目的を達成するために、総合的リハビリテーションを中心に明 るい家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行います。

#### (3) 利用定員及び利用日時・実施区域

通所定員 : 定員30名

利用日時 : 月曜日~土曜日 9時30分から16時

実施区域 : つくば市・下妻市・筑西市・常総市・土浦市・かすみがうら市

# (4) 施設の職員体制

職種	常勤換算人数	夜間	業務内容
医師	1		医療業務・管理・運営に関すること
看護職員	2 17 1	1	医療・健康・日常生活に関すること
介護職員	3以上	4	日常生活に関すること
理学療法士			
作業療法士	1以上		機能回復訓練の実施・指導・評価・管理
言語聴覚士	1 以上		個別リハビリ計画の作成・評価
介護支援専門員			
事務職員	適当数		事務管理全般
その他	適当数		利用者の送迎、環境整備等

(5) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスの概要 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションは、要介護者及び要支援 者が在宅での生活を継続させるために、担当ケアマネージャーが立案した居宅介護サービス計画書に基づいて、当施設をご利用頂き、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持・回復を図るために提供されます。

# 2. 「通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション」サービス内容

#### ① 食事の提供

管理栄養士の立てる献立表により、栄養士並びにご利用者の身体の状態及び嗜好を考慮 した食事を提供します。

昼食 12時00分~ おやつ 15時00分~

# ② 入浴

心身の清潔を保ち、入浴を楽しみ、心地よさを感じていただけるよう、入浴サービスを 提供いたします。

※一般浴槽のほか、入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応いたします。

※体調が優れず入浴できない場合は、清拭にて対応させて頂く場合があります。

#### ③ 医学的管理·看護

医師や看護職員が健康管理を行います。

#### ④ 送迎

ご自宅までの送迎をさせて頂きます。送迎時は基本的にご家族様のいらっしゃる所への 送り迎えとさせて頂きます。やむを得ずご家族が不在となってしまう場合は、あらかじ めご連絡下さい。尚、事前にご連絡がなくご不在だった場合、及び当施設利用時間外の 送迎については、ご家族様での送迎になります。

⑤ 機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション) 作業療法士・理学療法士等が、ご利用者の心身の状況に応じて、日常生活を送るのに必

# <別紙 1>

要な機能の回復又は減退を防止するための訓練を実施いたします。どんな状態の方にも、それに応じた自立支援の為のリハビリを行うために、「リハビリ実施計画書」を作成し、計画書に基づいたリハビリを行います。

⑥ 相談援助サービス

施設の支援相談員が窓口となり、ご利用者・ご家族のご相談に応じます。

⑦ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理 管理栄養士が献立表、栄養ケアプランを作成・評価し、栄養並びにご利用者の身体の状態・嗜好等を考慮した食事を提供いたします。

## 3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力いただき、利用者の状態が急変した場合は、速やかに対応をお願いするようにしています。

#### <協力医療機関>

名 称 医療法人 恵仁会 筑波中央病院

住 所 茨城県つくば市北条5118

名 称 医療法人 桜水会 筑波病院

住 所 茨城県つくば市大角豆1761番地

名 称 医療法人社団 筑波記念会 筑波記念病院

住 所 茨城県つくば市要1187-299

#### <緊急時の連絡先>

なお、緊急の場合には「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡いたします。

# 4. 施設利用に当たっての留意事項

① 食事の持ち込み

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としている為、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

② 飲酒·喫煙

利用中の飲酒、喫煙は禁止します。

③ 火気の取扱い

火災予防のため、火気の持ち込みは禁止します。

④ 設備・備品の利用

貸与された器具、被服、備品等はみだりに交換したり、施設外へ持ち出したりしないようにして下さい。

# <別紙1>

## ⑤ 所持品・備品等の持ち込み

金銭・貴重品は原則として持ち込まないで下さい。紛失・盗難等に関しましては、一 切責任を負いかねます。また、危険物は持ち込まないで下さい。お持ち物には必ずお名 前をお書き下さい。名前のついてないものに関しての紛失等については、責任を負いか ねますので、ご了承下さい。

#### ⑥ 受診

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスをご利用いただいている時間内の受診・薬の受け取りは原則として出来ません(介護保険の適用内でありますので、健康保険を使うことができません)。

#### 5. 利用の中止

利用者は、通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションサービスを中止する事ができます。事前に当事業所までお申し出下さい。(電話 029-864-6565)

#### 6. 非常災害対策

防災対策 : スプリンクラー、消火器、消火栓、非常通報装置、非常警報装置等

防災訓練 : 年2回

# 7. その他の禁止事項

当施設では、多くの方に安心してご利用いただくために、利用者に下記の事項について ご理解をお願いしております。

- (1) 「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」を禁止
- (2) 自己の利益のために他の人に迷惑や被害をおよぼすことを禁止
- (3) テレビやラジオの音量をむやみに大きくすることを禁止
- (4) 指定した場所以外での火気の使用を禁止
- (5) 施設の備品等の持ち出しを禁止
- (6) 他の人に金銭・物品の賃借をすることを禁止
- (7) 施設内のルールや風紀を乱すことを禁止
- (8) 職員の指示や指導に反する行為をすることを禁止
- (9) 施設内の備品や物品の位置を無断で変えることを禁止
- (10) けんかや口論をすることを禁止

## 8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務しておりますので、お気軽にご相談ください。(電話 029-864-6565)

要望や苦情などは、苦情受付担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、待合室に備えつけの「ご意見箱」をご利用いただき、お申し出いただくこともできます。また、その他の窓口として各市町村や国民健康保険団体連合会への相談も可能です。

【苦情受付担当者 : 支援相談室 】

# 9. 介護保険証の確認等

当施設ご利用の際、介護保険の更新・変更手続きなどの際には、ご本人の介護保険証を確認させて頂きますので、ご提示下さい。

# 10. 事故・緊急時における対応方法

当施設をご利用中に、利用者の心身の状況に異常を認めた場合、事故、その他緊急事態が生じた時には、速やかに主治医、あるいは協力機関に連絡するなどの処置を講ずるとともに、ご家族にご連絡させていただきます。

#### 11. 身体の拘束等

当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。ただし、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。

# 12. 秘密の保持・情報提供の同意

当施設とその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、以下の場合においての情報提供については、利用者及び契約者から、予め同意を得た上で行うこととします。また、利用終了後も同様の取り扱いとします。

① 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供

# 13. 賠償責任

介護保健施設サービスの提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が 損害を被った場合、当施設は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

また、利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者、契約者 及び連帯保証人は、連帯して、当施設に対し、その損害を賠償するものとします。

# 介護老人保健施設なでして 利用者負担説明書 【指定通所リハビリテーション/介護予防通所リハビリテーション】 基本料金表(1割負担の方で計算しています)

# 【介護予防通所リハビリテーション費用】

	介護保険単位数		自己負担	自己負担利用料金(1 日)※概算			1ヶ月	
介護度	基本	サービス提供体制 強化加算	食費	日用品費	教養娯楽費		章利用料	
要支援 1	2,268	88	000 F	360円	60円	4 🗆	8,080円	
要支援 2	4,228	176	890円	別紙 2-2 参照	別紙 2-3 参照	80	16,160円	

# 【当施設で算定する加算体制】 ※単位数は介護保険で定めたとおりです。

名称	単位数
科学的介護推進体制加算	40/月
退院時共同指導加算	600/0
生活行為向上リハビリテーション加算※開始から6月間	562/月
介護職員等特定処遇改善加算	86/1000

# 【通所リハビリテーション費用】

		介護保		自己負担	4 [			
介護度	##	サービス提供体制	入浴介助	リハビリテーション	<b>Ф</b> #		*/ === +II \o\ ===	1日
	基本	強化加算(Ⅰ)	加算(Ⅰ)	提供体制加算	食費	日用品費	教養娯楽費	概算利用料
要介護 1	715							2,320円
要介護 2	850					000 5	60 M	2,470円
要介護 3	981	22	40	24	890円	360円	60 円 別紙 2-3 参照	2,620円
要介護 4	1,137					別概 2-2 参照	別載。2-3 参照	2,820円
要介護 5	1,290							2,970円

#### 【当施設で算定する加算体制】 ※単位数は介護保険で定めたとおりです。

名称	単位数	名称	単位数
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ1※開始から6月以内	593/月	生活行為向上リハビリテーション加算※開始6月間	1250/月
リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ2※上記以降	273/月	退院時共同指導加算	600/0
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110/⊟	科学的介護推進体制加算	40/月
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	240/⊟	介護職員等処遇改善加算	86/1000

#### 【その他の費用】 ※介護予防・介護共通

- ☆キャンセル料…当日朝 8:30 迄にお休みのご連絡のない場合には、キャンセル料として¥890-をご請求させて頂きます。 8:30 以降に施設から出発後、家族送迎等に変更になった場合は送迎キャンセル料として片道¥500-を ご請求させて頂きます。
- ☆実費負担となるもの…ご利用者様の都合により当施設で提供させていただいた物品にかかる費用

マスク(1枚)¥20 - リハビリパンツ(各サイズ 1枚)¥210 - 紙おむつ(各サイズ 1枚)¥180 - 尿取りパット(大 1枚)¥110 - 尿取りパット(小 1枚)¥90 -

※その他利用者負担とすることが適当な費用

☆有料のクラブ活動…絵画クラブ、音楽療法、ミュージックフィットネスは希望者が参加され、それぞれ参加費用が 1回¥100 - となっています。

(介護予防) 通所リハビリテーション

# <別紙 2-2>

# 〇日用品価格表(令和6年6月改定)

項目	金額	1 回利用あたり	備考
①ハンドソープ	15円/日	15円	
②手指消毒薬	15円/日	15円	
③シャンプー	40円/回	40円	
④ボディソープ	40円/回	40円	
⑤ティッシュペーパー	15円/日	15円	
⑥おしぼり	55 円/枚	110円	1日2枚程度
⑦バスタオル	330円/枚	330円	入浴時(フェイスタオル、バスマット含む)
⑧嗜好品飲料	162円/回	324円	おやつ時、入浴後
āt		889円	

<sup>※ &</sup>lt;u>上記すべての消耗品を施設で準備・管理する「消耗品パッケージ」を1日360円で提供しています。</u> (入浴なしの方は1日310円で提供いたします。)

<sup>※ &</sup>lt;u>半日(昼食あり、入浴なし)の方 ①②⑤⑥ で1日150円</u>

# ○レクリエーション活動価格表

項目	金額	備考
カラオケ	200円/回	
折り紙	60円/回	
塗り絵	60円/回	
よさこい	200円/回	
頭脳レク	80円/回	
テーブルゲーム	50円/回	
書道	100円/日	

- ※ 同時に複数の活動が行われることがあります。職員の介助は原則として必要な場合を除きありません
- ※ 上記すべての活動に無制限で参加いただける「余暇活動パッケージ」を一日 60 円で提供しています。

# ○クラブ活動価格表

項目	金額	1 か月あたり	備考
音楽療法※1	500円/回	500~1,000円	月1~2回
絵画クラブ※1	500円/回	500円	月1回
農トレ	500円/回	500円	月1回(シーズン中)
ミュージック フィットネス※1	500円/日	500円	月 1~2 回
āt		2,000~2,500円	

※1 「余暇活動パッケージ」ご利用者は、それぞれ 1 回当たり 100 円で参加いただけます。

# ○その他

その他、季節ごとの外出行事等は都度料金の説明をいたします。

(介護予防) 通所リハビリテーション

# 個人情報の利用目的

介護老人保健施設なでしこでは、利用者の尊厳を守り、安全に配慮する施設理念の下、お預かり している個人情報について、利用目的を以下の通り定めます。

# 【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ① 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ② 介護保険事務
- ③ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
  - 入退所等の管理
  - 会計・経理
  - 事故等の報告
  - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ④ 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
  - 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等 との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
  - 利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
  - 検体検査業務の委託その他の業務委託
  - 家族等への心身の状況説明
- ⑤ 介護保険業務のうち
  - 保健事務の委託
  - 審査支払機関へのレセプトの提出
  - 審査支払機関又は保険会社等への相談又は届出等
- ⑥ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

# 【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- (7) 当施設の管理運営業務のうち
  - 医療・介護サービスや業務の維持・改善の為の基礎資料
  - 当施設において行われる学生の実習への協力
  - 当施設において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ⑧ 当施設の管理運営業務のうち
  - 外部監査機関への情報提供

医療法人 重陽会 介護老人保施設なでしこ 施設長 一色重雄 殿

# 個人情報の利用に関する同意書

介護老人保健施設 なでしこを利用するにあたり、必要がある時は利用者または契約者(家族等)に関する情報を、別紙3の通り開示することに同意します。

【利用者】	氏	名
	電話番	号
	住	所
【契約者】	氏	名
	電話番	号
	住	所